



県章

山形県公報

平成28年7月12日（火）

第2762号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 入会林野整備計画認可申請適当の決定……………（村山総合支庁森林整備課）…791
- 山形県海浜公園の利用料金……………（空港港湾課）…同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（税 政 課）…792
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（村山総合支庁総務課）…同
- 監査結果の公表……………（監 査 委 員）…793
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（ 同 ）…同

告 示

山形県告示第676号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第6条第1項の規定により、同法第3条の規定により高沢入会林野整備組合代表者滝口實から申請のあった入会林野整備計画について、その申請を適当と決定したので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
高沢入会林野整備計画書の写し
- 縦覧の期間
平成28年7月13日から同年8月12日まで
- 縦覧の場所
村山総合支庁産業経済部森林整備課及び山形市役所
- その他
この告示に係る決定に対して異議のある者は、縦覧期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過する日までに知事に申し出ることができる。

山形県告示第677号

山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号）第11条第2項の規定により、山形県海浜公園の施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成28年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

| 施 設 | | 期 間 等 | 単 位 | 利用料金 |
|------------|------|-----------------------------|---------|------|
| マリnpark鼠ヶ関 | 駐車場 | 7月15日から8月31日までの午前8時から午後5時まで | 1日1回につき | 700円 |
| | シャワー | | 1回につき | 100円 |

2 適用期間

平成28年7月15日から平成33年3月31日まで

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成28年度税制改正（自動車関係税）対応のための山形県税務総合電算システム改修業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部税政課税務電算担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3348
- 3 落札者を決定した日 平成28年5月23日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 落札金額 56,052,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成28年4月5日

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成28年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成28年6月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人健康さくらんぼ21
 - (2) 代表者の氏名
奥山 保雄
 - (3) 主たる事務所の所在地
東根市四ツ家一丁目1番14-7号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、健康ひがしね21を基本理念に、市民参加による体力の維持増進の実践、生活習慣病の予防などの基礎的知識を習得などにより、市民がより良いライフスタイルを獲得できるよう、関係団体との連携や協働による事業などを展開する。

健康づくりの普及と啓発を図る活動により、市民が健やかで心豊かに生活できる活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成28年5月に実施した平成27年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成28年7月12日

山形県監査委員 森 田 廣
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門
 山形県監査委員 会 田 稔 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関3箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関 | 実 施 年 月 日 | 担 当 監 査 委 員 | |
|-------------|------------|-------------|------|
| 大 阪 事 務 所 | 平成28年5月12日 | 森田委員 | 加藤委員 |
| 東 京 事 務 所 | 平成28年5月13日 | 広谷委員 | 会田委員 |
| 名 古 屋 事 務 所 | 平成28年5月13日 | 森田委員 | 加藤委員 |

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 大阪事務所

前年度の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

a 支出事務が適切でないものがある。

旅費について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あるもの

3箇月超 1件

2箇月超 34件

(2) 注意事項

なし

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県教育委員会教育長から平成28年3月25日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成28年7月12日

山形県監査委員 森 田 廣
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門
 山形県監査委員 会 田 稔 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

| 監 査 対 象 機 関 | 指 摘 事 項 | 措 置 の 内 容 |
|-------------|-------------------|--|
| 村山産業高等学校 | 契約の締結が適切でないものがある。 | 契約事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、複数職員による事務のチェック体制を強化する等内部牽制が有効に機能するよう改善した。 |

平成28年7月12日印刷 発行所 山 形 県 庁
平成28年7月12日発行 発行人 山 形 県